

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1章 応急の復旧

市は、自らが管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧を行うこととし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設・設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で自らが管理する施設・設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害により、地域防災無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員等により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、自らが管理する下水道施設や市の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、自らが管理する道路等については、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、自らが管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、国が示す方針に基づき、都と連携して武力攻撃災害の復旧を行う。

2 市が管理する施設・設備の復旧

市は、武力攻撃災害により自らが管理する施設・設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁に関する手続等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長による総合調整のほか、避難住民の誘導や避難住民の運送に係る指示がなされた場合で、当該調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の補てんを求める。

《参考》

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

（国民の保護のための措置等に要する費用の支弁）

第百六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

（他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁）

第百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第百十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

（都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁）

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

（市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁）

第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

（国及び地方公共団体の費用の負担）

第百六十八条 次に掲げる費用のうち、第百六十四条から前条まで（第百六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。）の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用

二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用

三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したもののについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。